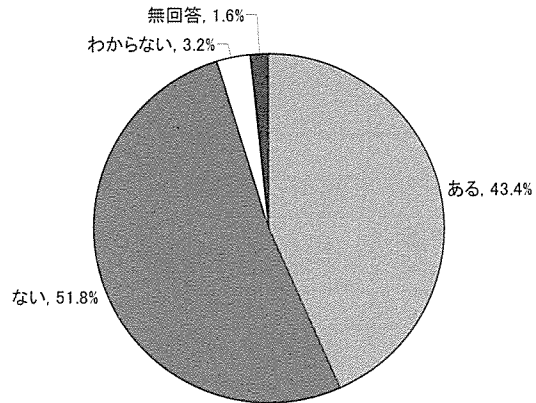


問 1-1 「1. ある」とお答えの方にお尋ねします。その中に歯科保健医療に関する規定はありますか。

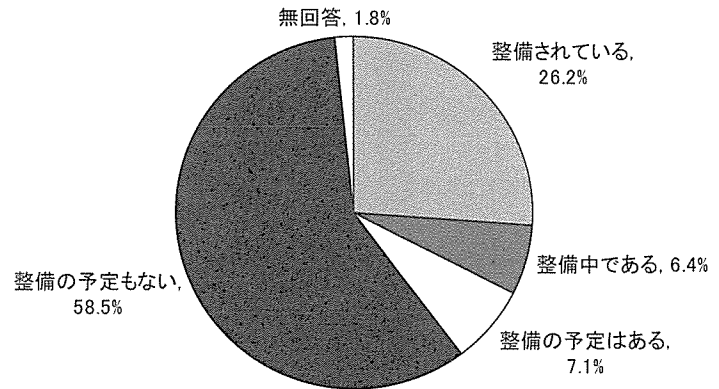
	件	割合
ある	109	43.4%
ない	130	51.8%
わからない	8	3.2%
無回答	4	1.6%
合計	251	100.0%



地域防災計画（災害対策計画）において保健所が果たすべき役割に関する規定があるとき、その中で、歯科保健医療に関して規定を有している割合は半数に満たなかった。

問 2 大規模災害時における、保健所管内での歯科保健医療に関する救護体制は整備されていますか。

	件	割合
整備されている	74	26.2%
整備中である	18	6.4%
整備の予定はある	20	7.1%
整備の予定もない	165	58.5%
無回答	5	1.8%
合計	282	100.0%

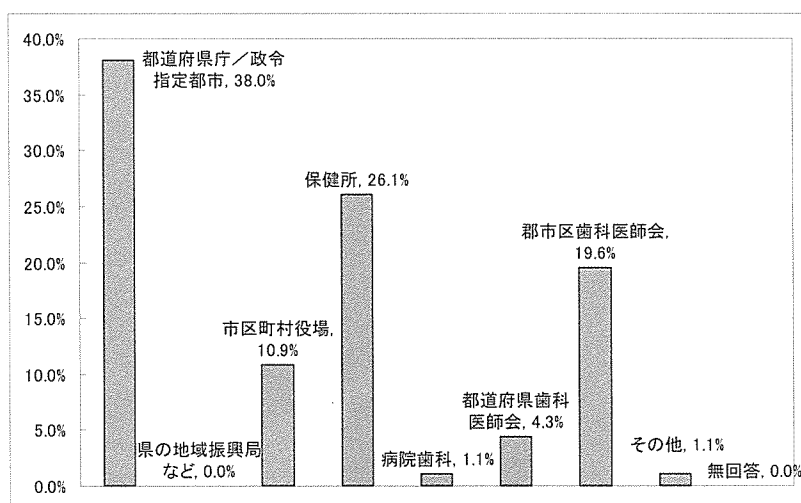


大規模災害時における保健所管内での歯科保健医療に関する救護体制については、「整備の予定もない」という回答が半数以上であった。現時点で整備されている保健所は25%強に過ぎなかった。

問3 「1. 整備されている」「2. 整備中である」とお答えの方にお尋ねします。

問3-1 災害発生時、保健所管内の歯科保健医療に関する救護活動において、指示系統の実質的な中心はどこが担いますか。

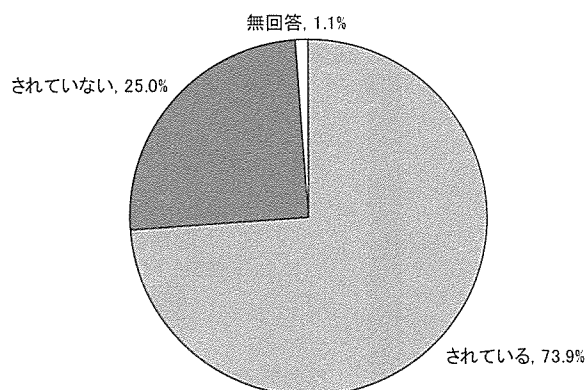
	件	割合
都道府県庁／政令指定都市	35	38.0%
県の地域振興局など	0	0.0%
市区町村役場	10	10.9%
保健所	24	26.1%
病院歯科	1	1.1%
都道府県歯科医師会	4	4.3%
郡市区歯科医師会	18	19.6%
その他	1	1.1%
無回答	0	0.0%



大規模災害時における保健所管内での歯科保健医療に関する救護体制が整備されている場合、災害発生時、保健所管内の歯科保健医療に関する救護活動において、指示系統の実質的な中心を担うのは、都道府県庁、保健所、郡市区歯科医師会、そして市区町村役場であるという結果が得られた。

問3-2 その救護体制はマニュアル化されていますか。

	件	割合
されている	68	73.9%
されていない	23	25.0%
無回答	1	1.1%
合計	92	100.0%



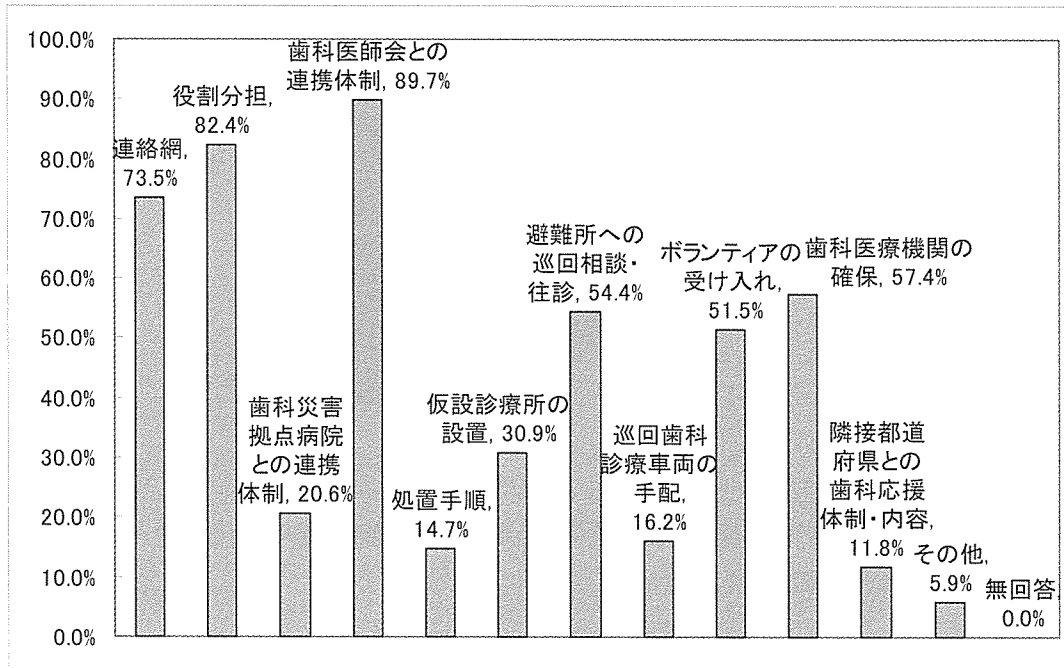
大規模災害時における保健所管内での歯科保健医療に関する救護体制が整備されている場合、7割以上の管内で、その救護体制はマニュアル化されていた。

問3-3 マニュアル化「1. されている」とお答えの方にお尋ねします。

マニュアルには、どのような項目が含まれていますか。（複数回答可）

	件	割合
連絡網	50	73.5%
役割分担	56	82.4%
歯科災害拠点病院との連携体制	14	20.6%
歯科医師会との連携体制	61	89.7%
処置手順	10	14.7%
仮設診療所の設置	21	30.9%
避難所への巡回相談・往診	37	54.4%
巡回歯科診療車両の手配	11	16.2%
ボランティアの受け入れ	35	51.5%
歯科医療機関の確保	39	57.4%
隣接都道府県との歯科応援体制・内容	8	11.8%
その他	4	5.9%
無回答	0	0.0%

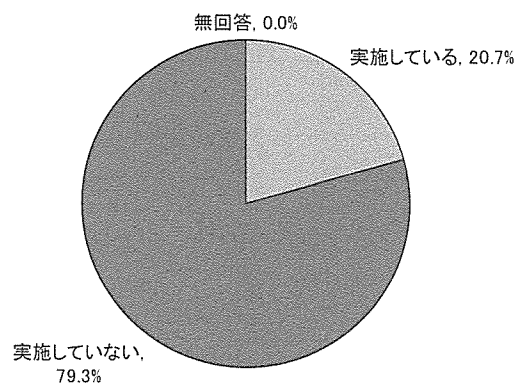
※その他…「歯科救護所」「身元不明者の確認」
「備蓄品一覧など」



大規模災害時における保健所管内での歯科保健医療に関する救護体制がマニュアル化されているとき、マニュアルに記載されている主な項目は、歯科医師会との連携体制、役割分担、連絡網が挙げられた。一方、歯科災害拠点病院との連携体制、処置手順、巡回歯科診療車両の手配、隣接都道府県との歯科応援体制・内容については、記載が少なかった。管内の組織・体制についてはマニュアル化されているが、具体的な手順や管外との連携については記載が少なかった。

問3-4 保健所管内において、保健所を実施主体とした災害時歯科保健医療に関する研修を実施していますか。

	件	割合
実施している	19	20.7%
実施していない	73	79.3%
無回答	0	0.0%
合計	92	100.0%

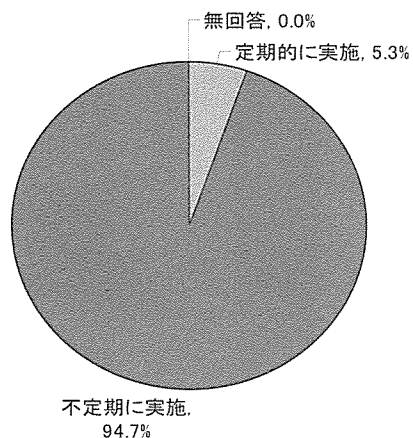


災害時歯科保健医療に関する研修を実施していない保健所の割合は約80%であった。

問 3-5 「1. 実施している」とお答えの方にお尋ねします。その研修は定期的実施されていますか。

	件	割合
定期的実施	1	5.3%
不定期実施	18	94.7%
無回答	0	0.0%
合計	19	100.0%

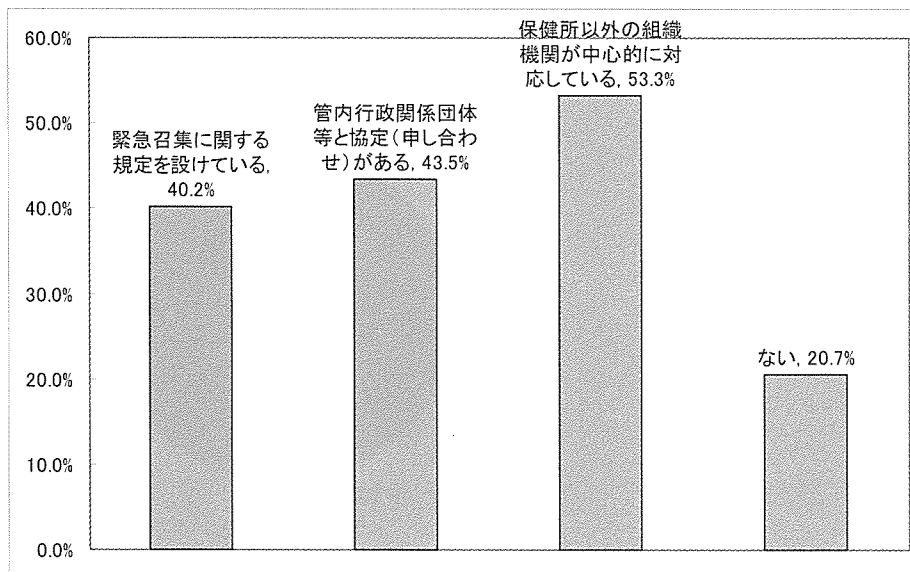
※「定期的実施」の回数に関する回答はなかった



災害時歯科保健医療に関する研修を実施している保健所のほとんどは、研修の時期が不定期であり、定期的実施している施設は、1施設のみであった。

問 3-6 災害発生時、歯科保健医療に関わるマンパワー（歯科関係者もしくは歯科医療機関に務める事務職）の確保に関する規定／協定（申し合わせ）はありますか。（複数回答可）

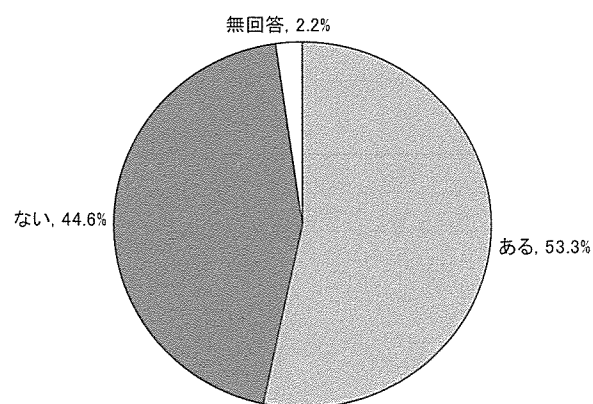
	件	割合
緊急召集に関する規定を設けている	37	40.2%
管内行政関係団体等と協定（申し合わせ）がある	40	43.5%
保健所以外の組織機関が中心に対応している	49	53.3%
ない	19	20.7%
無回答	0	0.0%



災害発生時、歯科保健医療に関わるマンパワー（歯科関係者もしくは歯科医療機関に務める事務職）の確保に関する規定／協定（申し合わせ）がないという保健所の割合は約 20%であった。また、保健所以外の組織機関が中心に対応している場合が 50%強の管内でみられた。緊急召集に関する規定や管内行政団体等との申し合わせを持つ保健所は約 40%であった。

問3-7 管轄地域が被災した場合に備えて、県外や市区域外の非被災地域（管轄外の地域）との協定（申し合わせ）がありますか。

	件	割合
ある	49	53.3%
ない	41	44.6%
無回答	2	2.2%
合計	92	100.0%

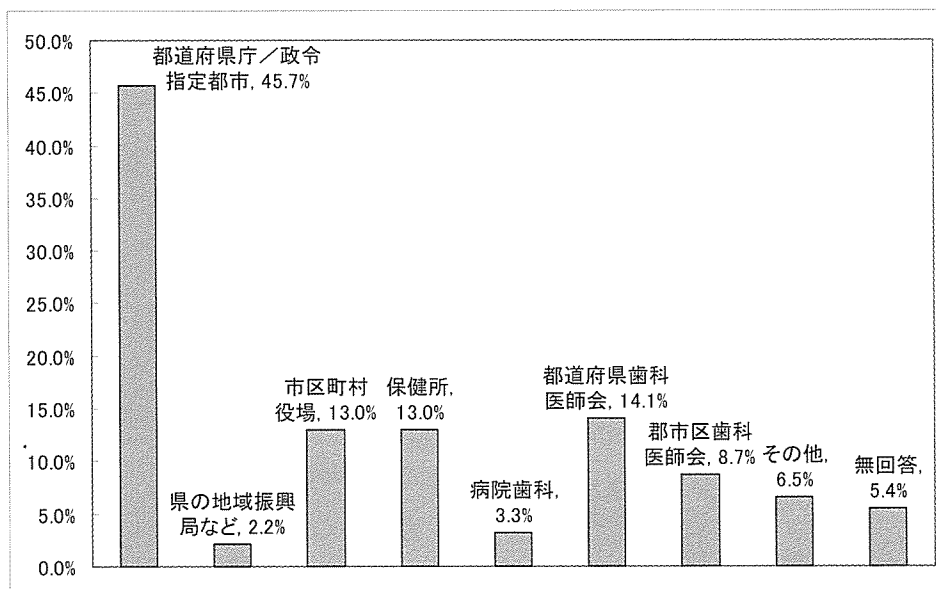


管轄地域が被災した場合に、県外や市区域外の非被災地域（管轄外の地域）との協定（申し合わせ）がある保健所は約 50%であった。

問3-8 備蓄されている、または災害時に支援される歯科医療器材・医薬品等の供給システムの中心的役割はどかが担っていますか。(複数回答可)

	件	割合
都道府県庁／政令指定都市	42	45.7%
県の地域振興局など	2	2.2%
市区町村役場	12	13.0%
保健所	12	13.0%
病院歯科	3	3.3%
都道府県歯科医師会	13	14.1%
郡市区歯科医師会	8	8.7%
その他	6	6.5%
無回答	5	5.4%

※その他…「歯科医師会館診療所、歯科保健センター」(3)、「不明」(2)「大学歯学部」



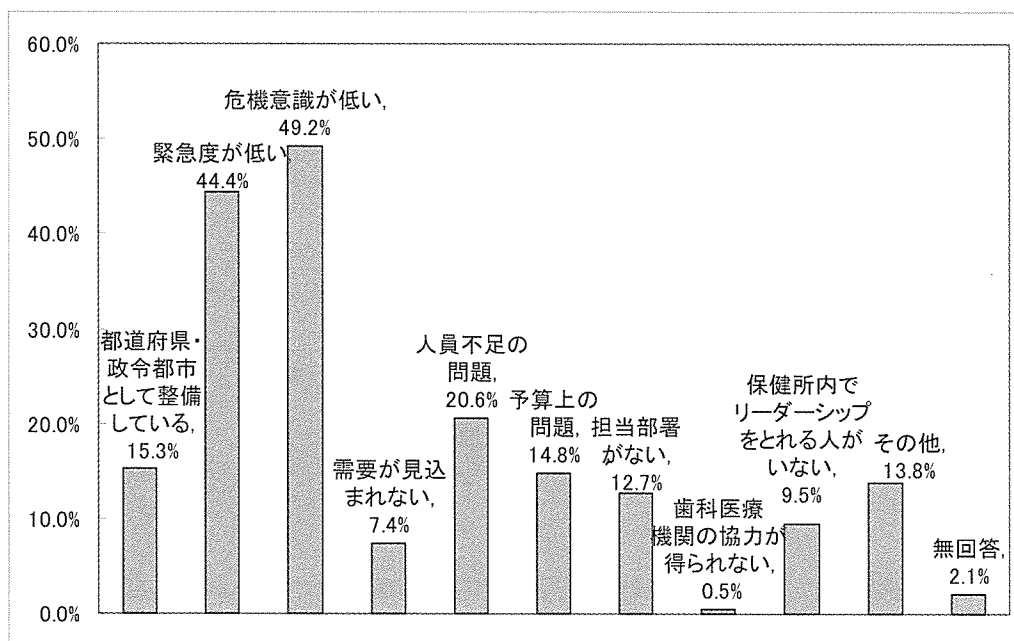
備蓄されている、または災害時に支援される歯科医療器材・医薬品等の供給システムの中心的役割は、約 45% の割合で、都道府県庁／政令指定都市が担っていることがわかった。

問4 「3. 整備の予定はある」「4. 整備の予定もない」とお答えの方にお尋ねします。

問4-1 現在、歯科保健医療に関する体制が整備されていない理由を選んで下さい。

(複数回答可：ただし3つまで)

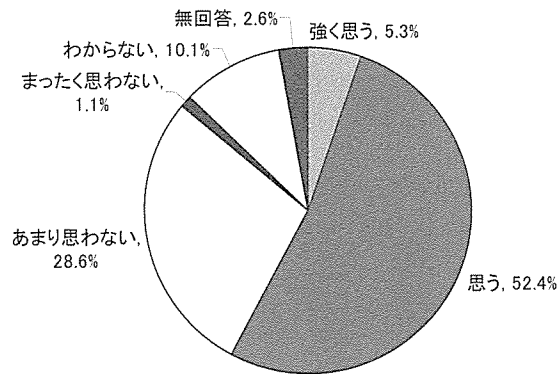
	件	割合
都道府県・政令都市として整備している	29	15.3%
緊急度が低い	84	44.4%
危機意識が低い	93	49.2%
需要が見込まれない	14	7.4%
人員不足の問題	39	20.6%
予算上の問題	28	14.8%
担当部署がない	24	12.7%
歯科医療機関の協力が得られない	1	0.5%
保健所内でリーダーシップをとれる人がいない	18	9.5%
その他	26	13.8%
無回答	4	2.1%



大規模災害時における、歯科保健医療に関する救護体制が整備されていない主な理由として、危機意識の低さと緊急度の低さが挙げられた。その他、人材不足、都道府県・政令都市による整備、予算上の問題も提起された。

問4-2 早急に体制整備に取り組むべきだと思いますか。

	件	割合
強く思う	10	5.3%
思う	99	52.4%
あまり思わない	54	28.6%
まったく思わない	2	1.1%
わからない	19	10.1%
無回答	5	2.6%
合計	189	100.0%

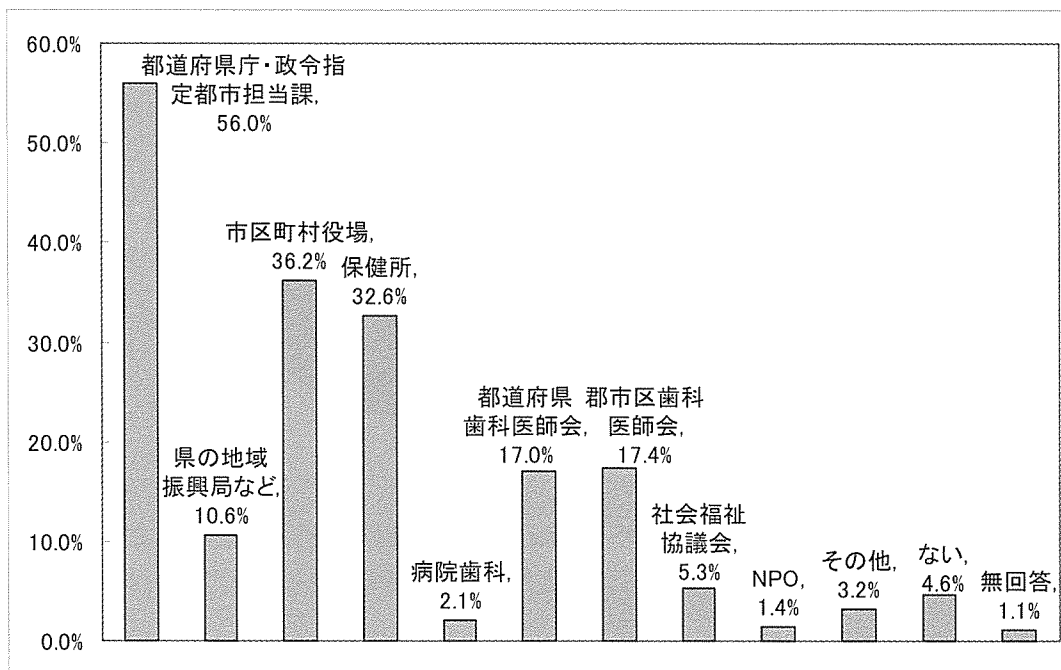


災害時歯科医療の体制整備に早急にに取り組むべきだ、と考えている保健所の割合は50%以上であった。しかし、強く必要性を感じている保健所は約5%に過ぎなかった。また、体制整備をあまり必要だと思っていない保健所の割合は3割弱であった。

問5 災害時、民間（NPOやボランティア等）から歯科医療ボランティアの申し出があった場合、受け入れ窓口となるのはどこですか。（複数回答可）

	件	割合
都道府県庁・政令指定都市担当課	158	56.0%
県の地域振興局など	30	10.6%
市区町村役場	102	36.2%
保健所	92	32.6%
病院歯科	6	2.1%
都道府県歯科医師会	48	17.0%
郡市区歯科医師会	49	17.4%
社会福祉協議会	15	5.3%
NPO	4	1.4%
その他	9	3.2%
ない	13	4.6%
無回答	3	1.1%

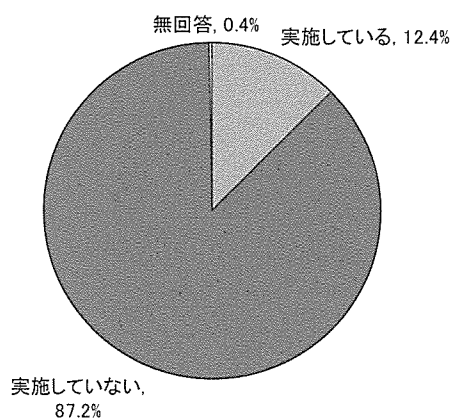
※その他…「不明」(3)「災害の規模・程度による」
 (2)「大学歯学部」(2)「都道府県庁になると思う」
 「日本赤十字社」



災害時における、歯科医療ボランティアの主な受け入れ窓口は、都道府県庁・政令指定都市担当課、市区町村役場、保健所であった。その他、20%弱の管轄においては、歯科医師会も窓口になるという結果が得られた。

問6 歯科医療機関と合同の災害対策訓練を保健所管内で実施していますか。

	件	割合
実施している	35	12.4%
実施していない	246	87.2%
無回答	1	0.4%
合計	282	100.0%

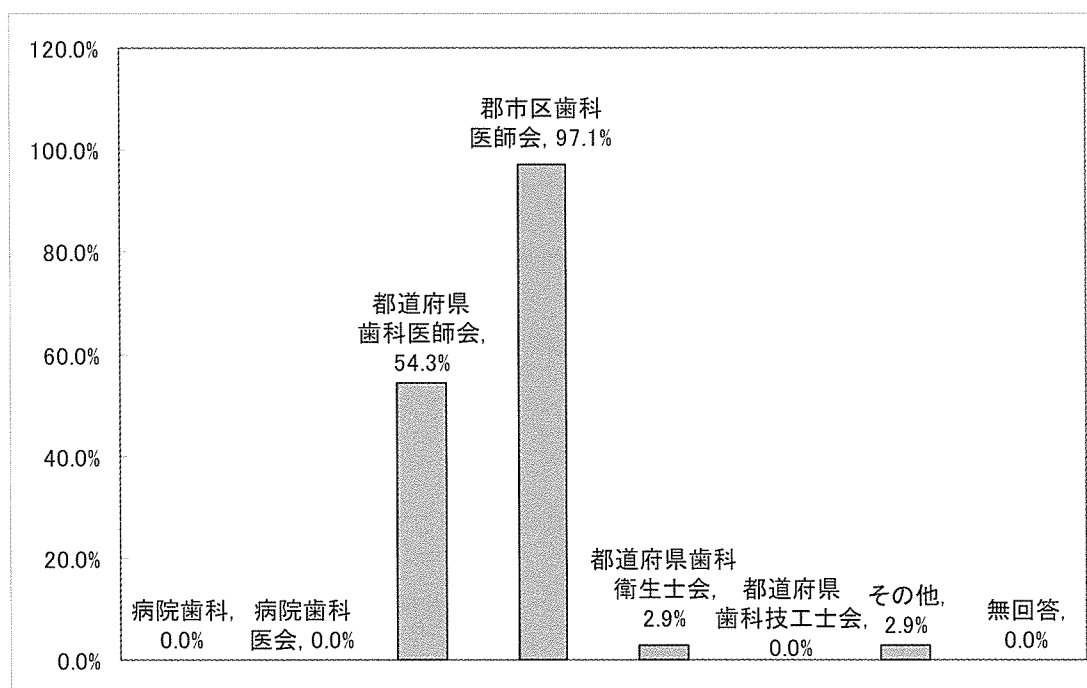


歯科医療機関との合同の災害対策訓練を管内で実施している保健所は、わずか約 10%強であり、ほとんどの保健所で合同訓練は実施されていなかった。

問 6-1 合同訓練を「1. 実施している」とお答えの方にお尋ねします。

合同訓練に参加している組織を下記から選んで下さい。(複数回答可)

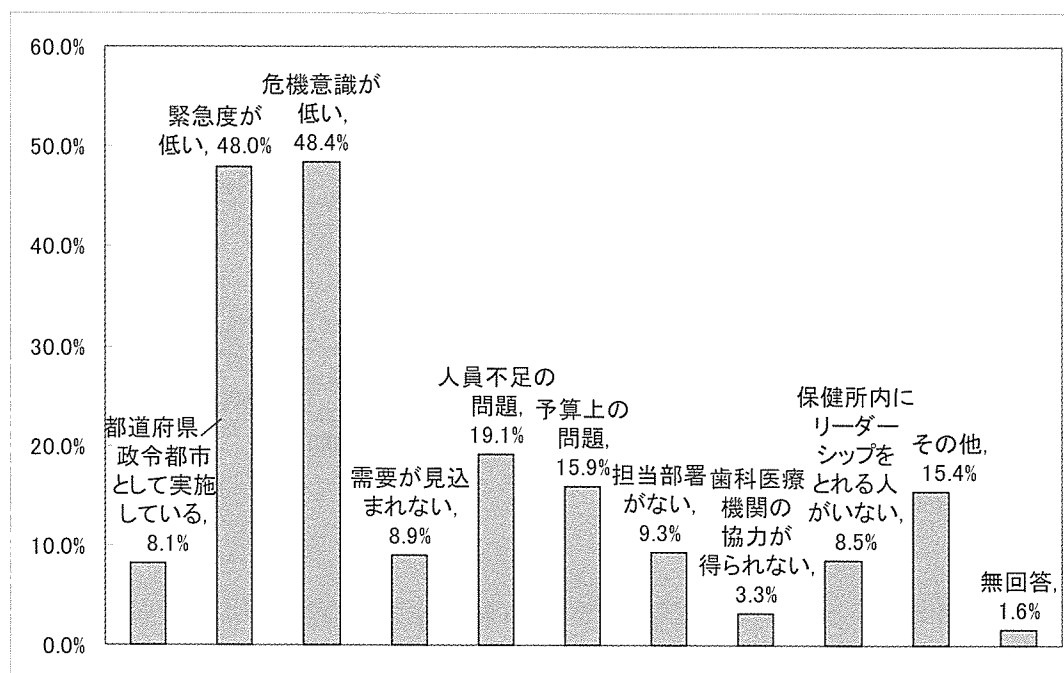
	件	割合
病院歯科	0	0.0%
病院歯科医会	0	0.0%
都道府県歯科医師会	19	54.3%
郡市区歯科医師会	34	97.1%
都道府県歯科衛生士会	1	2.9%
都道府県歯科技工士会	0	0.0%
その他	1	2.9%
無回答	0	0.0%



合同訓練に参加している組織のほとんどは歯科医師会であり、病院歯科や病院歯科医会における参加施設は皆無であった。

問6-2 合同訓練を「2. 実施していない」とお答えの方にお尋ねします。実施していない理由を選んで下さい。(複数回答可：ただし3つまで)

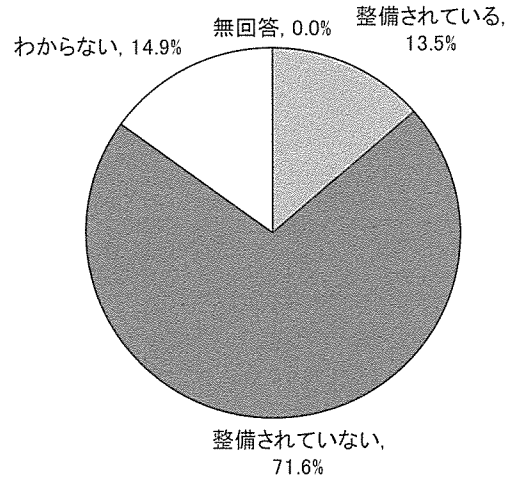
	件	割合
都道府県／政令都市として実施している	20	8.1%
緊急度が低い	118	48.0%
危機意識が低い	119	48.4%
需要が見込まれない	22	8.9%
人員不足の問題	47	19.1%
予算上の問題	39	15.9%
担当部署がない	23	9.3%
歯科医療機関の協力が得られない	8	3.3%
保健所内にリーダーシップをとれる人がいない	21	8.5%
その他	38	15.4%
無回答	4	1.6%



合同訓練を実施していない理由は、大規模災害時における歯科保健医療救護体制が整備されていない理由とほぼ同様であった。

問7 多数の死者が出るような大規模災害の場合、亡くなった方の身元確認を歯型鑑定で行う必要があります。保健所管内において歯型鑑定に関するシステムは整備されていますか。

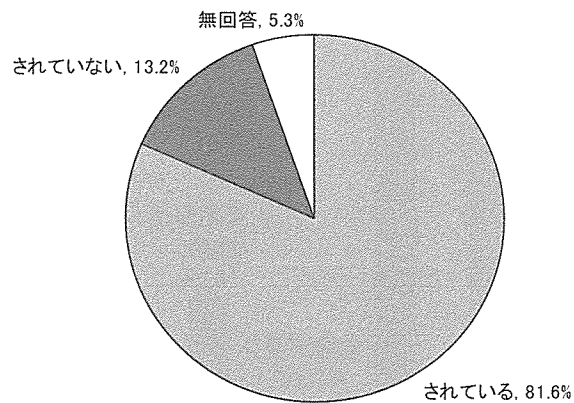
	件	割合
整備されている	38	13.5%
整備されていない	202	71.6%
わからない	42	14.9%
無回答	0	0.0%
合計	282	100.0%



保健所管内において歯型鑑定に関するシステムは整備されている保健所の割合は10%強であった。約70%の施設においてシステムは整備されておらず、また、分からないという回答も約15%であった。

問7-1 「1. 整備されている」とお答えの方、そのシステムはマニュアル化されていますか。

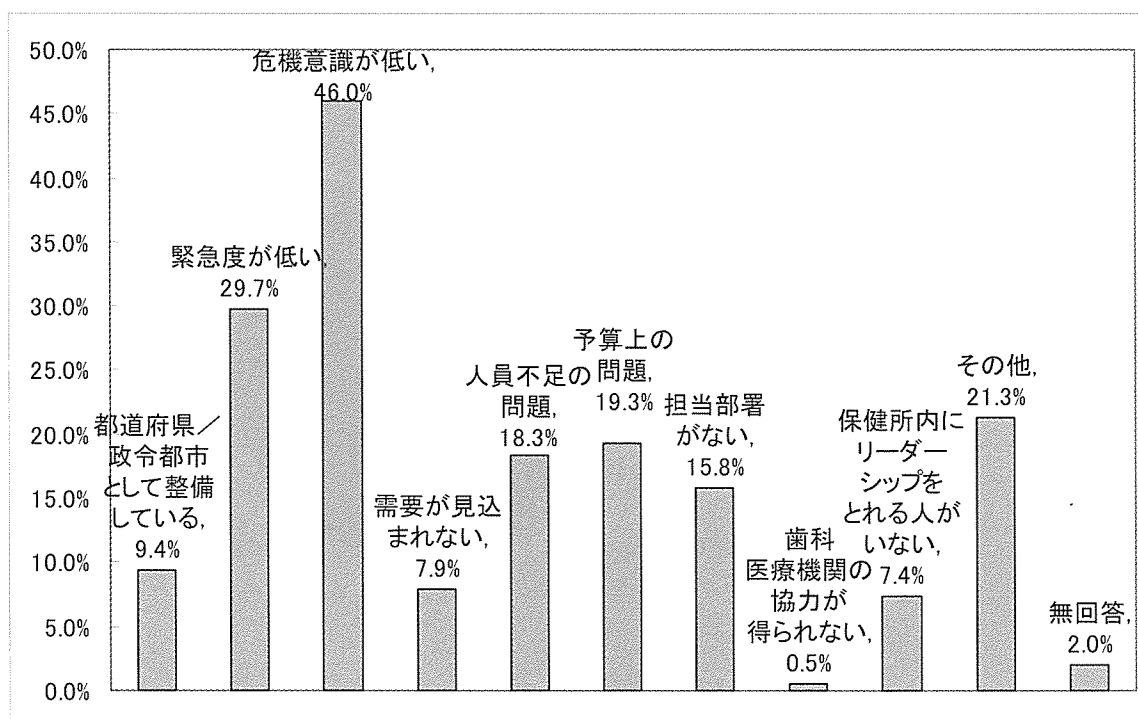
	件	割合
されている	31	81.6%
されていない	5	13.2%
無回答	2	5.3%
合計	38	100.0%



歯形鑑定システムが整備されている場合、約8割の施設でそのシステムはマニュアル化されていた。

問7-2 「2. 整備されていない」とお答えの方、その理由を選んで下さい。
 (複数回答可：ただし3つまで)

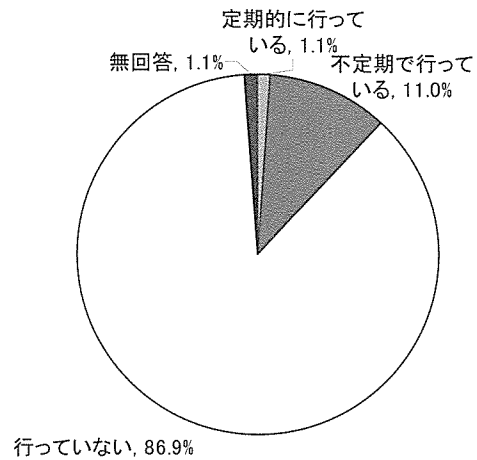
	件	割合
都道府県／政令都市として整備している	19	9.4%
緊急度が低い	60	29.7%
危機意識が低い	93	46.0%
需要が見込まれない	16	7.9%
人員不足の問題	37	18.3%
予算上の問題	39	19.3%
担当部署がない	32	15.8%
歯科医療機関の協力が得られない	1	0.5%
保健所内にリーダーシップをとれる人がいない	15	7.4%
その他	43	21.3%
無回答	4	2.0%



歯形鑑定システムが整備されていない理由は、合同訓練を実施していない理由や、大規模災害時における歯科保健医療救護体制が整備されていない理由とほぼ同様であった。

問 8-1 病院歯科と協議を行っていますか。

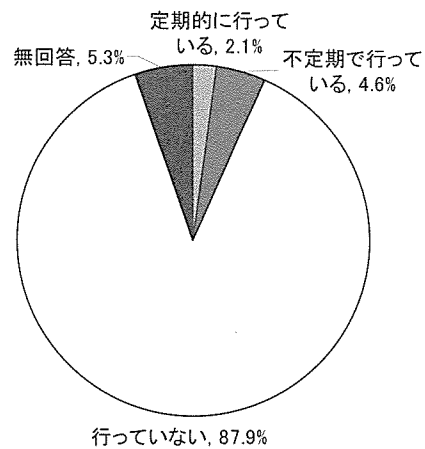
	件	割合
定期的に行っている	3	1.1%
不定期で行っている	31	11.0%
行っていない	245	86.9%
無回答	3	1.1%
合計	282	100.0%



約 87%の保健所で、病院歯科との協議は行われておらず、定期的に行っている保健所はわずか 3 施設のみであった。

問 8-2 都道府県歯科医師会と協議を行っていますか。

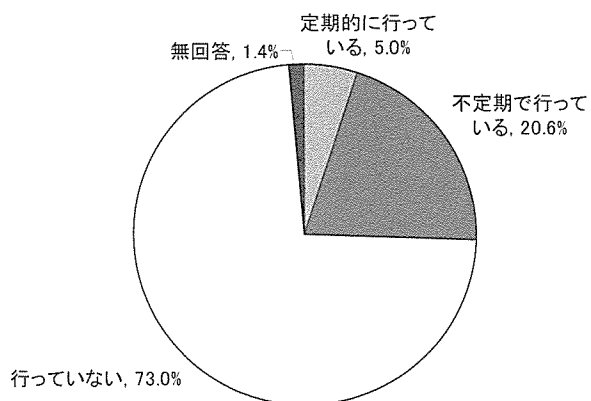
	件	割合
定期的に行っている	6	2.1%
不定期で行っている	13	4.6%
行っていない	248	87.9%
無回答	15	5.3%
合計	282	100.0%



都道府県歯科医師会でも同様に、約 88%の保健所で協議は行われておらず、また、定期的に行っている保健所はわずか 6 施設のみであった。

問8-3 郡市区歯科医師会と協議を行っていますか。

	件	割合
定期的に行っている	14	5.0%
不定期で行っている	58	20.6%
行っていない	206	73.0%
無回答	4	1.4%
合計	282	100.0%

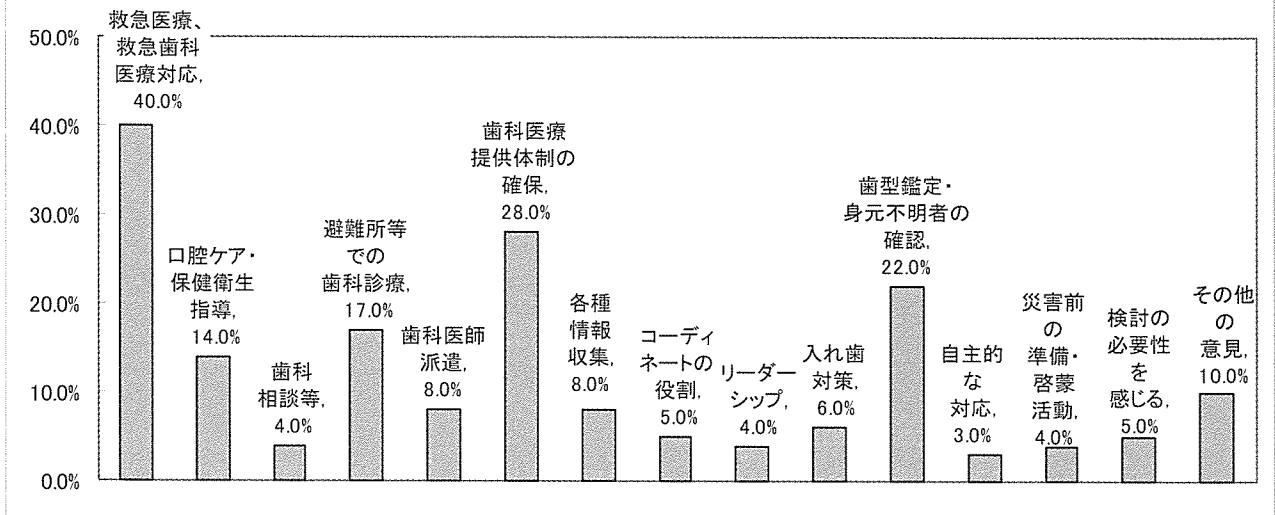


郡市区歯科医師会と協議は行われていない保健所の割合は73%であり、都道府県歯科医師会に比べるとやや少なかった。また、定期的に協議を行っている保健所は14施設であった。

問9 災害発生時における、病院歯科、歯科医師会に期待する機能・役割をお書き下さい。(自由筆記)

	件数	割合
救急医療、救急歯科医療対応	4	40.0%
口腔ケア・保健衛生指導	14	14.0%
歯科相談等	4	4.0%
避難所等での歯科診療	17	17.0%
歯科医師の派遣	8	8.0%
歯科医療提供体制の確保	28	28.0%
各種情報収集	8	8.0%
コーディネートの役割	5	5.0%
リーダーシップ	4	4.0%
入れ歯対策	6	6.0%
歯型鑑定・身元不明者の確認	22	22.0%
自主的な対応	3	3.0%
災害前の準備・啓蒙活動	4	4.0%
検討の必要性を感じる	5	5.0%
その他の意見	10	10.0%

災害発生時における病院歯科、歯科医師会に期待する機能・役割(複数回答)(n=100)

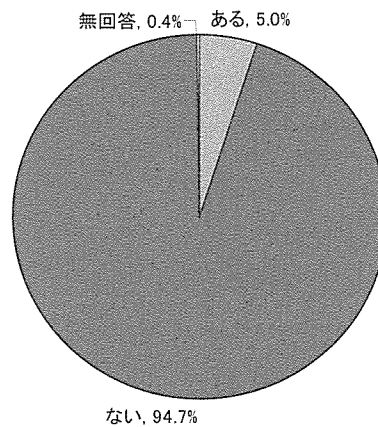


病院歯科・歯科医師に期待する機能は「救急時および避難所等での歯科医療の提供」、「歯科医療提供体制の確保」、「菌型鑑定・身元不明者の確認」に集約された。

C. 大規模災害時に備えた歯科保健医療のあり方についてお尋ねします。

問1 阪神淡路大震災時の避難所生活では、水や歯ブラシの不足から、う蝕・歯周炎など歯科疾患の悪化が目立ち、併せてストレスや疲労、栄養の偏りから口内炎・歯肉炎等の患者が多数発生しました。貴保健所には、災害時に備えた歯科医療・衛生用品の備蓄はありますか。

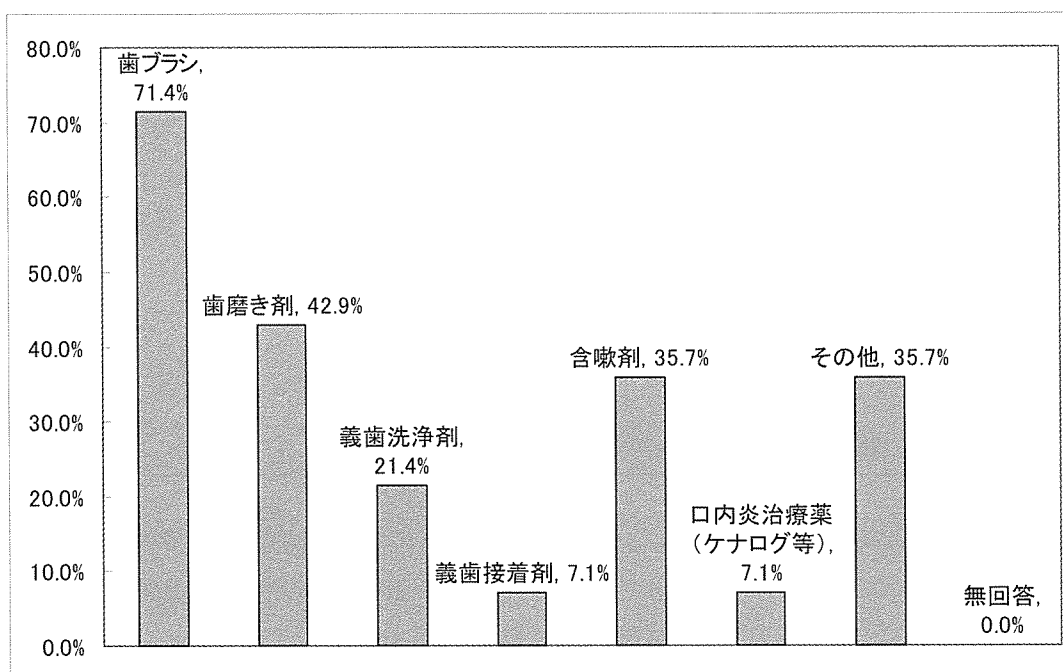
	件	割合
ある	14	5.0%
ない	267	94.7%
無回答	1	0.4%
合計	282	100.0%



災害時に備えた歯科医療・衛生用品が備蓄されている保健所は僅か 5%であり、ほとんどの保健所で備蓄がないことがわかった。

問 1-1 「1. ある」とお答えの方、下記の口腔ケア用品・薬剤のうち、備蓄があるものの番号をお答え下さい。
(複数回答可)

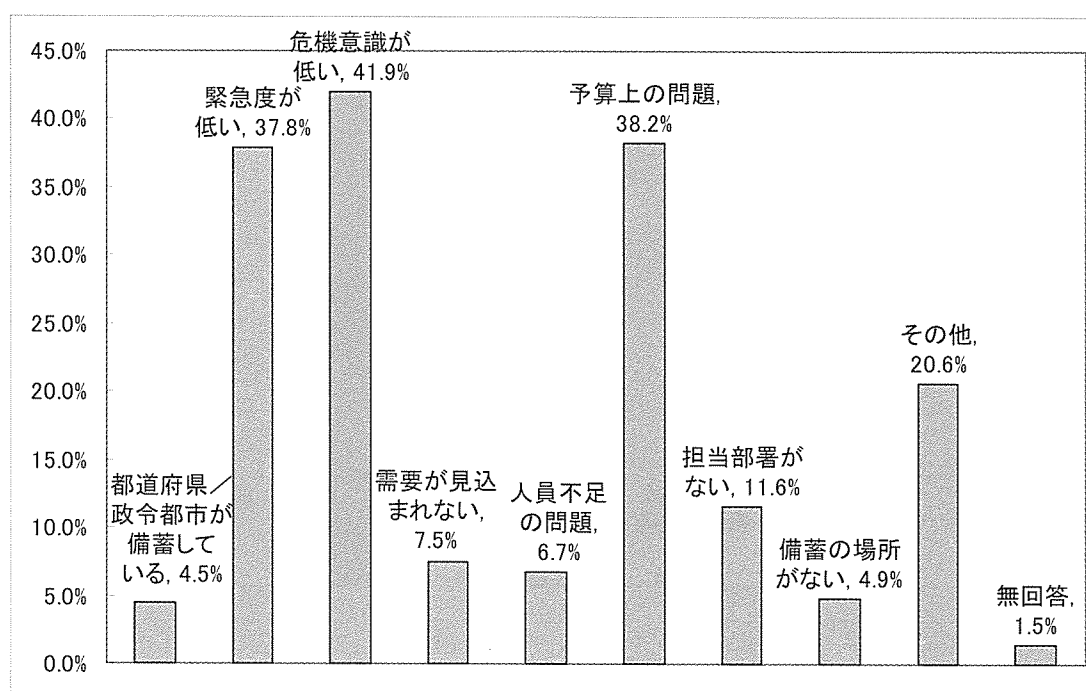
	件	割合
歯ブラシ	10	71.4%
歯磨き剤	6	42.9%
義歯洗浄剤	3	21.4%
義歯接着剤	1	7.1%
含嗽剤	5	35.7%
口内炎治療薬（ケナログ等）	1	7.1%
その他	5	35.7%
無回答	0	0.0%



災害時に備えた歯科医療・衛生用品の備蓄に関する内訳としては、歯ブラシ、歯磨き剤、含嗽剤が多く、義歯接着剤や口内炎治療薬の備蓄が少なかった。

問1-2 「2. ない」とお答えの方、その理由をお選び下さい。（複数回答可：ただし3つまで）

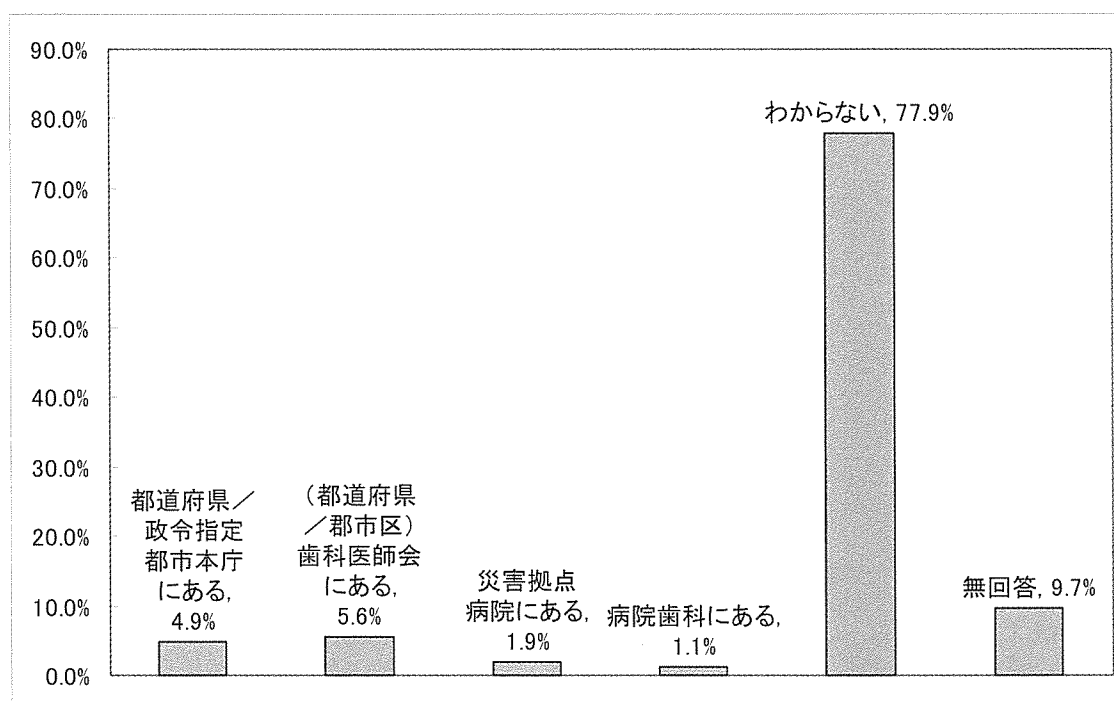
	件	割合
都道府県／政令都市が 備蓄している	12	4.5%
緊急度が低い	101	37.8%
危機意識が低い	112	41.9%
需要が見込まれない	20	7.5%
人員不足の問題	18	6.7%
予算上の問題	102	38.2%
担当部署がない	31	11.6%
備蓄の場所がない	13	4.9%
その他	55	20.6%
無回答	4	1.5%



災害時に備えた歯科医療・衛生用品の備蓄がない理由は、歯形鑑定システムが整備されていない理由、合同訓練を実施していない理由、また、大規模災害時における歯科保健医療救護体制が整備されていない理由とほぼ同様であった。しかし、他に比べると予算上の問題が多くみられた。

問1-3 「2. ない」とお答えの方、貴保健所以外で備蓄がありますか。 (複数回答可)

	件	割合
都道府県／政令指定都市 本庁にある	13	4.9%
(都道府県／郡市区) 歯科医師会にある	15	5.6%
災害拠点病院にある	5	1.9%
病院歯科にある	3	1.1%
わからない	208	77.9%
無回答	26	9.7%



保健所以外における歯科医療・衛生用品の備蓄状況は、8割弱の保健所で把握されていないことが分かった。備蓄されている場所としては、都道府県／政令指定都市本庁や歯科医師会が多かった。